

監事監査規程

学校法人菅原学園

平成30年 1月23日(制 定)

平成30年 1月23日(発 行)

(令和7年4月1日(第3回改正))

(第4版)

承 認	作 成
	
令和7年3月24日	令和7年3月24日

目 次

第1章	目的	
第1条	目的	1
第2章	監事の職責	1
第2条の1	常勤監事の選定及び解職	1
第3条	監事の心構え	2
第3条の1	監事の責任	2
第3章	大学ガバナンスコードへの対応	
第3条の2	大学ガバナンスコードへの対応	2
第4章	監事監査の環境整備	
第4条	理事長との定期的会合	2
第5条	他の監査との連携	3
第6条	監査費用	3
第7条	監事監査補助者	3
第8条	監事への報告に関する体制等	3
第4章	監査の実施	
第9条	基本原則	4
第10条	監査計画の策定	5
第11条	監査の実施・業務監査	5
第12条	監査の実施・財産監査	5
第5章	監査の結果	
第13条	基本原則	6
第14条	監査調書の作成	6
第15条	理事会及び評議員会への報告・提出	6
第16条	削除	6
第17条	不正行為・重大な違反行為発見時等の対応	6
第18条	改廃	7
附則		7

監事監査規程

第1章 目的

（目的）

第1条 この規程は、学校法人菅原学園（以下「法人」という。）寄附行為第29条の規定に基づき、監事が職務を遂行するための必要事項を定めるものである。監事はその職務の重要性に鑑み、本規程に準拠して職務を遂行するものとする。

第2章 監事の職責等

（監事の職責）

第2条 監事監査の目的は、教育研究機能の向上や法人の財政基盤確立等に寄与することである。このため、監事は、理事の業務執行の状況を含む法人の業務及び財産の状況を監査し、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は理事の業務執行の状況を含む法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則第18条に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 6 監事は、理事とはその職責を異にする独立した役員であることを自覚し、法人の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、広く社会一般の負託と要請に応えなければならない。

（常勤監事の選定及び解職）

第2条の1 監事のうち1名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

（監事の心構え）

第3条 監事は、適正な監査視点の形成のため、常に自己研鑽に励むとともに法人における経営及び教学全般を視野に入れて諸課題についての認識を深め、過去・現在・将来にわたる経営及び教学の状況の推移と法人をめぐる内外の環境の変化を把握するよう努めなければならない。

- 2 監事は、常に法人における内部統制システムの整備・運用状況を把握し、その有効性に留意しなければならない。
- 3 監事は、平素より理事長、理事及び法人内の関係者等と意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握していなければならない。
- 4 監事は、監事意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求めなければならない。
- 5 監事は、常に公平不偏の立場を保ち、かつ、法人の監事の職務を遂行する上で知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

（監事の責任）

第3条の1 監事が、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 監事がその職務を行うにあたって、悪意又は重大な過失があった場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 監事が作成した監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の記載を行った場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第3章 大学ガバナンスコードへの対応

（大学ガバナンスコードへの対応）

第3条の2 監事は、法人の大学ガバナンスコードへの対応について監査しなければならない。

第4章 監事監査の環境整備

（理事長との定期的会合）

第4条 監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の経営方針を確かめるとともに、法人

が対処すべき課題、法人を取り巻くリスクのほか、監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるように努めるものとする。

（他の監査との連携）

第５条 監事は、会計監査人、内部監査部門等との連携を密にし、的確な監査を実施するよう努めなければならない。

（情報の共有）

第５条の１ 常勤の監事は、職務の遂行上知り得た重要な情報を、非常勤の監事と共有するよう努めなければならない。

２ 非常勤の監事も、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、その共有に努めなければならない。

（監査費用）

第６条 監事はその職務の執行について、適時に費用を請求する。この場合、法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、拒否できないことに留意しなければならない。

（監事監査補助者）

第７条 監事は、組織規模、業務内容、監査上のリスクその他法人固有の事情を考慮し、監事監査補助者の体制について理事長等と協議する。理事長又は理事会は該当体制を整備する。

２ 内部監査人は、理事長が直轄する機関として、理事長が決定した方針に基づき業務が遂行されていることを監査するものである。そのため、理事長を含む理事の業務執行の状況を監査する監事とは目的及び利害が異なるため、内部監査部門等の特定の作業を利用する場合は、監事監査の目的に照らして該当作業が適切かどうかを判断しなければならない。

（監事への報告に関する体制等）

第８条 監事は、理事及び法人内の関係者等が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制について検討しなければならない。

２ 監事は、理事が法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを直ちに監事に報告することが自らの義務であることを認識するよう、理事に対し求めなければならない。

- 3 前項に定める事項のほか、監事は、監事に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、理事との間で協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
- 4 あらかじめ理事と協議して定めた監事に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監事は、法人内規程の制定やその他の法人内体制の整備を理事長に求めなければならない。
- 5 監事は、内部監査部門等との実効性のある連携体制が確保されるように、理事又は理事会に対してその体制の整備を要請するものとする。

第５章 監査の実施

（基本原則）

- 第９条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要あると認められたときは意見を述べなければならない。
- 2 監事は、理事会及び評議員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、法人の経営に関する重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認められたときは意見を述べなければならない。
 - 3 前２項における議事録を確認し、監事が表明した意見が記載されていない場合は、記載させなければならない。
 - 4 第２項の監事が出席する会議に関して、監事の出席機会が確保されるよう、理事長等は必要な体制を整備する。
 - 5 監事は、監査上のリスク・重要性・適時性等を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施する。
 - 6 監事は、意見表明を行うため、十分な確信が持てるまで監査を実施する。
 - 7 監事は、効率的な監査を行うために、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うものとする。
 - 8 監事は、会計監査人から理事の業務執行に関して不正な行為、または、法令・寄附行為法人規程等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事長に助言・勧告等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 9 監事は、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、監査上の必要性に従い報告を求め、また、特定事項の調査を依頼する。

（監査計画の策定）

第10条 監事は、法人の業務及び理事の業務が有効的・効率的に執行されないリスク及び法令・寄附行為等に準拠せずに執行されるリスクを評価するとともに、監査上の重要性・適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し監査計画を策定する。

2 リスクの評価に際しては、監事は建学の精神、理事会の経営理念、法人の業務の内容及び管理運営組織、内部統制システムの整備・運用状況、更には、わが国及び世界における教育をめぐる動向などについて情報を入手し、事前に理解を深める。

3 監事は、組織的、かつ、効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

（監査の実施・業務監査）

第11条 監事は、法人の業務及び理事の業務が、法令・寄附行為等に準拠して適正かつ有効的及び効率的に運用されているかどうかを検証する。

2 監事は、以下の事項について確認すべく、監査を実施する。

①理事会決議その他における理事の意思決定が適切であること。

②理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の義務が履行されていること

③理事長及び業務執行理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているとともに、理事会が監督義務を適切に履行していること。

④理事会及び理事長等が、内部統制システムを適切に整備し運用していること。

（監査の実施・財産監査）

第12条 監事は、会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかどうかを検討する。

2 監事は、内部統制システムの整備・運用状況を検証し、取引記録等の正確性を検証する。

3 監事は、期末の財政状態、さらには、予算管理を含めた資金収支・事業活動収支の適正性を検証する。

4 監事は、会計監査人が行う会計監査の方法及び結果を把握し、自身の判断で財産監査を行う。

第5章 監査の結果

（基本原則）

第13条 監事は、「監査の結果」につき、意見を表明するとともに、監査報告書に「監査の対象」、「実施した監査の概要」を記載しなければならない。

（監査調書の作成）

第14条 監事は、法人の業務若しくは財務の状況又は理事の業務執行の状況の監査結果を踏まえ、検討・協議を経て正確、かつ、明瞭に監査調書を作成する。

2 前項の監査調書には、作成年月日を付し、監事が署名押印する。

3 監事は、法人の継続性に重要な不確実性が認められ計算書類に開示されている場合には、その旨を監査調書に追記する必要があるかについて検討を行う。

（理事会及び評議員会への報告・提出）

第15条 監事は、監査の実施状況とその結果を理事会及び評議員会に報告し、監査報告書を提出する。

2 監事は、その期の重要監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を、理事会及び評議員会に報告し、必要な場合には、助言・勧告を行う。

第16条 削除

（不正行為・重大な違反行為発見時等の対応）

第17条 監事は、監査の結果、法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告し、必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。

2 前項による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求できる。

（改廃）

第 18 条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

制定 平成 3 0 年 1 月 2 3 日（制定）

改正 平成 3 1 年 4 月 1 日（第 1 回改正）

令和 2 年 4 月 1 日（第 2 回改正）